

長野県北信建設事務所告示第3号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和2年11月27日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年11月9日

長野県北信建設事務所長 丸山 進

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 117号
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|--|-----|-------------|-----------|
| 中野市大字豊津字東川端2520番の1地先から 中野市大字豊津字東川端2519番の1地先まで | 旧 | 17.7~19.7 m | 0.0113 km |
| 同 上 | 新 | 17.7~18.3 | 0.0113 |

道路管理課

長野県大町建設事務所告示第4号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和2年11月27日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年11月9日

長野県大町建設事務所長 木下昌明

- 1 路線名 白馬岳大町線
- 2 供用を開始する区間

大町市平8975番の1地先から
大町市平8943番の4地先まで

大町市平2657番の243地先から
大町市平2657番の241地先まで

大町市平2657番の317地先から
大町市平2657番の5地先まで

大町市平2595番の36地先から
大町市平2160番の17地先まで

大町市平2160番の1地先から
大町市平2160番の14地先まで

大町市平8040番の36地先から
大町市平8040番の141地先まで

大町市平8040番の422地先から
大町市平8040番の22地先まで

大町市平8040番の11地先から

大町市平8040番の2地先まで

- 3 供用を開始する期日 令和2年11月9日

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第4号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和2年11月27日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年11月9日

長野県北信建設事務所長 丸山 進

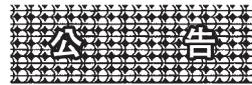
- 1 路線名 箕作飯山線
- 2 供用を開始する区間

下水内郡栄村大字豊栄字宮田2027番の1地先から

下高井郡野沢温泉村大字東大滝字尻玉807番の4地先まで

- 3 供用を開始する期日 令和2年11月9日

道路管理課



公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年11月9日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
高井富士ショッピングセンター
中野市松ノ木1236-3ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社デリシア
松本市大字今井7155-28
- 3 変更しようとする事項
(1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

| 小売業者名 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|-------------|------|------|
| (株)デリシア | 午前8時 | 午後9時 |
| (株)綿半ホームエイド | 午前9時 | 午後9時 |
| (有)もへじや製菓 | 午前8時 | 午後8時 |
| (株)タツミヤ | 午前9時 | 午後8時 |
| (有)マルヤマ化粧品 | 午前9時 | 午後8時 |
| (株)ワッツ東日本販売 | 午前9時 | 午後8時 |

(変更後)

| 小売業者名 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|-------------|------|------|
| (株)デリシア | 午前8時 | 午後9時 |
| (株)ドン・キホーテ | 24時間 | |
| (有)もへじや製菓 | 午前8時 | 午後8時 |
| (株)タツミヤ | 午前9時 | 午後8時 |
| (有)マルヤマ化粧品 | 午前9時 | 午後8時 |
| (株)ワッツ東日本販売 | 午前9時 | 午後8時 |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

| | 時間帯 |
|---|--------------------|
| 1 | 午前7時30分から午後9時30分まで |
| 2 | 午前7時30分から午後9時30分まで |
| 3 | 午前7時30分から午後9時30分まで |
| 4 | 午前7時30分から午後9時30分まで |

(変更後)

| | 時間帯 |
|---|--------------|
| 1 | 24時間 |
| 2 | 午前6時から午後9時まで |
| 3 | 24時間 |
| 4 | 24時間 |

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

| | 時間帯 |
|---|--------------|
| 1 | 午前6時から午後6時まで |
| 2 | 午前6時から午後6時まで |

(変更後)

| | 時間帯 |
|---|--------------|
| 1 | 午前6時から午後9時まで |
| 2 | 午前6時から午後9時まで |

4 変更する年月日

令和2年12月17日

5 届出年月日

令和2年10月20日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県北信地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和2年11月9日から令和3年3月9日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県北信地域振興局商工観光課

| |
|----------------------------|
| 産業立地・経営支援課 創業・サービス産業振興室 |
|----------------------------|

公告

県営木曾日義地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県知事を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和2年11月9日

長野県知事 阿部守一

1 縦覧に供する書類

県営木曾日義地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和2年11月10日から令和2年12月8日まで

3 縦覧の場所

木曾郡木曾町役場(農林振興課)

| |
|-------|
| 農地整備課 |
|-------|

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分を次のとおり行いました。

令和2年11月9日

長野県知事 阿部 守一

- 1 処分をした年月日
令和2年11月9日
- 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び建設業許可番号
有限会社ミヤタ建設
大町市常盤3798番地
宮田 一馬
長野県知事（般-29）第20927号

- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、公共工事又は補助金等の交付を受けている民間工事に係るもの

（注1）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注2）「民間工事」とは、上記（注1）以外の建設工事をいう。

（注3）「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

(2) 期間

令和2年11月24日から令和3年3月23日までの120日間

4 処分の原因となった事実

有限会社ミヤタ建設の元役員は、役員在任中に、長野県の発注工事に関し、下請業者として元請業者に対し工事請負代金を水増し請求して金をだまし取り（詐欺）、刑法（明治40年法律第45号）に違反したとして、平成30年2月8日に長野地方裁判所から刑の言い渡しを受け、その刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

建設政策課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和2年11月9日

長野県上田建設事務所長 蓬田 陽

- 1 許可番号

令和2年8月18日 長野県上田建設事務所指令2上建第28-2号

- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
上田市福田字浦田39-1、39-2、39-4
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都港区港南2-15-3
NECキャピタルソリューション株式会社
代表取締役 今関 智雄

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和2年11月9日

長野県松本建設事務所長 坂田 浩一

- 1 許可番号
令和2年8月18日 長野県松本建設事務所指令2松建第129-2号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
塩尻市広丘高出字北原2000-3、野村字桔梗ヶ原1285-2
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
塩尻市広丘野村1656-1
株式会社ハートフル 代表取締役 大沢 友見

都市・まちづくり課

公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり行います。

令和2年11月9日

長野県公安委員会

- 1 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第2号に規定する警備業務
- 2 講習の対象者
受講申込み日において、次のいずれかに該当する者
 - (1) 最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
 - (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
 - (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検

定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

3 講習の実施期日及び場所

(1) 実施期日

| 実施期日 | 時間 |
|--|-----------------|
| 令和3年1月13日(水)から令和3年1月20日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の6日間 | 午前9時30分から午後5時まで |

(注) 講習の受付時間は、令和3年1月13日(水)午前9時5分から午前9時20分までです。

(2) 場所

長野市大字鶴賀問御所町1271番地3 TO i GO WEST
3階
長野市生涯学習センター

4 受講定員

15名

5 受講の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 受講しようとする者は、(2)の警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課(受付専用電話 026-233-0108)に事前申込みを行い、講習受付番号を取得してください。

(4) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(7) 電話1本につき1人の受付とします。

(5) 事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

イ 電話受付日

令和2年12月3日(木)

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

(2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出

講習受付番号を取得した者は、事前申込みの際に指定された警察署に、講習受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書に次に掲げる書類を添付して、(3)の提出期間内に提出してください。

ア 2の(1)に該当する者は、最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

イ 2の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し

ウ 2の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

エ 2の(4)に該当する者は、旧1級検定に係る合格証の写し

オ 2の(5)に該当する者は、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

カ 代理人が警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する場合には、本人からの委任状

(3) 提出期間

ア 提出期間

令和2年12月21日(月)から令和2年12月25日(金)まで

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

(4) 講習手数料

講習手数料(38,000円)は、警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

6 その他

(1) 講習における修了考査に合格した者には、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付します。

(2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。

(3) この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話 026-233-0110 内線 3032)に問い合わせてください。

(4) この講習の実施に際して収集する個人情報には、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり行います。

令和2年11月9日

長野県公安委員会

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務

2 講習の対象者

受講申込み日において、受講しようとする警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの

(1) 最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

3 講習の実施期日及び場所

(1) 実施期日

| 実施期日 | 時間 |
|----------------------------------|--|
| 令和3年1月18日(月)から令和3年1月20日(水)までの3日間 | 午前9時30分から午後5時まで(令和3年1月18日(月)は、午後1時10分から午後5時まで) |

(注) 講習の受付時間は、令和3年1月18日(月)午後0時40分から午後1時までです。

(2) 場所

長野市大字鶴賀問御所町1271番地3 TOiGO WEST 3階
長野市生涯学習センター

4 受講定員

15名

5 受講の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 受講しようとする者は、(2)の警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課(受付専用電話 026-233-0108)に事前申込みを行い、講習受付番号を取得してください。

(4) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(9) 電話1本につき1人の受付とします。

(1) 事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

イ 電話受付日

令和2年12月4日(金)

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

(2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出

講習受付番号を取得した者は、事前申込みの際に指定された警察署に、講習受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書に次に掲げる書

類を添付して、(3)の提出期間内に提出してください。

ア 交付を受けている資格者証又は修了証明書の写し

イ 2の(1)に該当する者は、最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

ウ 2の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し

エ 2の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

オ 2の(4)に該当する者は、旧1級検定に係る合格証の写し

カ 2の(5)に該当する者は、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

キ 代理人が警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 提出期間

ア 提出期間

令和2年12月21日(月)から令和2年12月25日(金)まで

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

(4) 講習手数料

講習手数料(14,000円)は、警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

6 その他

(1) 講習における修了審査に合格した者には、この講習に係る修了証明書を交付します。

(2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。

(3) この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話 026-233-0110 内線 3032)に問い合わせてください。

(4) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課